

一般競争入札公告

下記業務について、一般競争入札（以下「入札」という）に付するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 25 日

沖縄県立総合教育センター
所長 金城 正樹

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 沖縄県立総合教育センター本館空調機器更新工事
- (2) 工事場所 沖縄県沖縄市与儀3-11-1
- (3) 工事内容 空調機器の更新取替（別添仕様書のとおり）
- (4) 発注形態 単体発注
- (5) 資格審査方法 事前審査型
- (6) 最低制限価格 設定する
- (7) 実施方法 紙入札

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たしている有資格業者であること。

- (1) 管工事業において、沖縄県「令和 7・8 年度入札参加資格者名簿（建設工事）」に登録されている A 等級を有する者。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による許可を受けた建設業者であること。
- (3) 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。
- (4) 入札に参加しようとする者との間に、資本関係、人的関係又はその他の入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。
- (5) 当該業務に関し、仕様書のとおり業務を履行できるもの。
- (6) 平成 28 年 4 月 1 日から入札参加資格確認資料の提出期間の最終日までに、次に該当する業務を元請けとして施行し、完成・引渡しが完了した実績を 1 件以上有すること。
 - ・ 沖縄県、国又は県内市町村が発注した空調機器の新設または更新工事
- (7) 次に掲げる基準を満たす技術資格者を配置できること。
 - ア 1 級管施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者
 - イ 競争入札に参加しようとする者との間で、3 ヶ月以上の直接かつ恒常的な雇用関係があること。
- (8) 沖縄本島内に事業所をもつ者。

3 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づき更正手続開始の申立てをした者又は申立てがなされた者又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき民事再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に掲げる暴力団員及び、それらの利益となる活動を行う者。
- (4) 入札参加資格確認申請提出の日から入札日の間において、沖縄県の指名停止又は指名除外措置を受けた者。

4 契約条項を示す場所及び場所

- (1) 期間 公告の日から令和 8 年 10 月 9 日まで
- (2) 配布方法 申請書様式等は沖縄県ホームページに掲載
- (3) 問合せ先 〒904-2174 沖縄県沖縄市与儀3-11-1

沖縄県立総合教育センター TEL : 098-933-7555 FAX : 098-933-3233

5 入札に係る質問事項及び回答

質疑については、質問書により行う。質疑がない場合は提出不要。

(1) 提出期間 公告の日から令和8年9月30日まで

(2) 提出場所 4(3)の場所に持参又はFAXにより提出する。

(3) 回答方法 質問があった場合は、沖縄県ホームページに令和8年10月5日に掲載し、個別の回答は行わない。

6 入札参加資格申込

この公告による入札参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書（第3号様式）及び関係書類を期限内に提出すること。申請書等の修正、差し替え、追加、再提出（以下「修正等」という。）は提出期限内に限り認める。提出期限後に、書類の記載漏れや添付漏れ等が見付かった場合は、入札参加資格なしとする。なお、書類の作成等に要する費用は、申請書の負担とし、提出された書類は返却しない。

(1) 提出期限 公告の日から令和8年10月9日まで

(2) 提出場所 4(3)を参照

(3) 提出方法 持参または郵便（書留若しくは特定記録郵便による）

(4) 通 知 入札参加資格の審査結果については、直接又は郵送にて通知する。

7 入札執行の場所及び日時、落札者の決定方法

(1) 場所 沖縄県立総合教育センター 本館3階 第一研修室

(2) 日時 令和8年10月20日 14時00分

(3) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格と最低制限価格の範囲内で有効な最低の価格を入札したものを落札者とする。なお、最低価格で入札した者が複数いる場合は、くじにより落札者を決定する。

イ 落札の決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。よって、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札した場合において落札者がいない場合は、再度入札を行う。再度の入札は2回までとする。なお、最低制限価格未満で入札された場合、再度入札に参加することは認めない。

エ 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定の基づき、随意契約ができるものとする。

オ 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする

カ 沖縄県財務規則第126条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 入札保証金

沖縄県財務規則第100条第2項第4号により免除とする。ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5（端数切り上げ）を県に納付しなければならない。

9 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び建設工事請負契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関もしくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

10 その他の事項

- (1) 代理人が入札を行う場合、委任状を提出すること。委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。
- (2) 落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りではない。
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 支払条件
 - 前金払 契約金額の 4/10 以内
 - 部分払 「昭和 47 年 7 月 11 日土総第 393 号通知」に基づく回数